

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 空家対策について

<p>要望 ・ 提言 の 内容</p>	<p>毎年増える空家に対する対策は、町にとっても自治会にとっても共通の課題である。 空家と空家候補（住人はいないが家族が数ヶ月に一回家を見に来ている等）に対する対策は、喫緊で優先順位の高い課題と考える。 そこで、町に対して、自治会との空家情報の共有化を提言する。 空家は年単位以上の速さで増えている感がある。その情報の共有化が出来る「場」の設置をお願いしたい。「場」の設置は、町にとっては、今あるデータベースの定期的なアップデートにつながり、自治会にとっては、今、目の前で増えている空家の地域に及ぼす影響や問題点（草による荒廃、水漏れ、倒壊、災害時の危険、犯罪の温床化、有害動物の寝蔵化等）を町に話す事が出来る利点があると思われる。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名　：空家定住対策課</p> <p>少子高齢化が進む中、既存の住宅の老朽化、社会的ニーズの変化等に伴い、全国的に空家が増加傾向にあります。こうした中、様々な理由から適切な管理等が行われず、そのまま放置される空家は、防災や環境、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすこととなり、空家対策は、町や自治会にとって共通の課題となっています。</p> <p>ご提言のとおり、町と自治会の連携は地域行政の運営には必要不可欠であり、空家対策における情報の共有化は大変重要なことと考えます。</p> <p>さらに自治会の情報収集力を活かし、空家の情報をできるだけ早く知ることができれば、速やかに適正管理や有効活用等を促すことで空家の長期化や老朽化を未然に防ぎ、管理不全の空家の増加抑制につなげることが期待できます。今後、現行の取り組みの中で情報共有の「場」をどのように設けていくことが効果的なのかなど、検討をまいります。</p> <p>現在、危険な空家の情報は、随時、各総合支所にて受付ていますので、ご相談ください。</p>

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 米軍機の騒音対策について

要望・提言の内容	<p>米軍機騒音について、特に今後久賀・棕野地区は騒音問題が大きな課題と生活環境に影響を及ぼすであろうことを踏まえ、前向きに検討してほしい。</p> <p>米軍機の騒音は以前の倍位になりました。夜、PM11：00にも戦闘機が飛びます（以前はなかった）。岩国基地に日本全国、アメリカ、一極集中状態です。最近1年の騒音は耐え難いです。</p> <p>周防大島町への補助金はどうなっているのか気になりますが、町への補助金を活用した補助政策を再度してもいいのではありませんか？</p> <p>現時点において住民の要望があれば防音対策工事（世帯負担1割）を早急に着手してほしい。</p>
回答	<p><回答>担当課名：総務課</p> <p>米軍機の騒音につきましては、空母艦載機部隊移駐後から、艦載機の訓練や外来機（他の基地からの飛来機）の一時展開に伴う訓練などにより、増大しているのが現状です。</p> <p>岩国基地周辺の2市2町（岩国市、柳井市、和木町、周防大島町）と山口県で「山口県基地関係県市町連絡協議会」を組織し、幹事会や総会を定期的で開催し、課題や情報等を共有し、飛行運用に係る騒音軽減措置や国による騒音対策の拡充などについて政府要望活動を行うとともに、日々の騒音等の状況に応じ、適宜、騒音の軽減について岩国基地に申し入れを行っているところです。</p> <p>本町が国から直接受けている、岩国基地関連の補助金の活用方法については、保育料無償化事業、学校給食費無償化事業及び中学生以下の医療費無償化事業などの財源としておりますが、今後も住民福祉の向上につながる事業の財源となるよう協議検討をまいります。</p> <p>住宅防音工事に係る助成については、現在、国（中四国防衛局）の直轄事業で行われていますが、その対象地域は一部に限られていることから、先に述べました政府要望活動において、要件の緩和や地域の拡大を継続して要望しているところです。</p>

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/3）

3. 河川等の整備について

<p>要望・堤言の内容</p>	<p>河川の整備、中流から上流にかけての土砂、草、木等で川の流れが非常に悪くなっているように感じます。</p> <p>自治会として整備するのでしょうか？ 県又は町で整備してもらえると良いのですが、どのようにすれば良いのでしょうか？</p> <p>また、溜池、溜池廻りもかなり草等で荒れているのですが、自治会としても高齢者が多く対応出来にくいのですが、どう処置したら良いのでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名 : 施設整備課</p> <p>町内には、県が管理する2級河川と町が管理する普通河川があり、県町それぞれが浚渫や支障木の伐採などの維持管理や護岸の改修等を行っていますが、地域要望も多く公共性や緊急性などを考慮し順次対応しています。</p> <p>また、河川以外に青線（法定外公共物）がありますが、これは地元自治会や利用者で維持管理をいただいています。</p> <p>青線や個人が所有するため池につきましては、2戸以上の所有者や利用者がいれば、原材料費や工事費の30%を助成する小規模施設整備事業補助金という制度がありますので、各総合支所にご相談ください。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 大雨や台風等の防災について

要望・提言の内容	<p>50年、100年に一度の災害などと河川の氾濫や土砂崩れが毎年全国各地で発生しています。今年も各地で大雨が降り、河川が氾濫して甚大な被害がありました。日頃から河川、道路、ダム、砂防ダム等の点検や浚渫等をして災害が発生しないようお願いいたします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 施設整備課</p> <p>町が管理する町道・農道、普通河川においては、日頃からパトロールを行い、除草や修繕等の適正な維持管理に努めています。</p> <p>また、県が管理する国道・県道、2級河川、ダム等においては、適正な維持管理を行うよう、引き続き県に対して要望します。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (2/3)

2. 通学路の安全対策について

要望・提言の内容	<p>毎年、車が通学の児童の列に突っ込んだ痛ましい事故が各地で報道されています。</p> <p>車道と歩道を分けるブロックを設置しているのはほんのわずかです。(小学生がブロックの上を歩くのを見かけることがあります。学校や家庭で交通安全教育を徹底してほしい。)</p> <p>路側帯を設置したり、横断歩道に信号機を設置したり、交差点には停止線を設け一旦停止にするなどして安全確保をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 総務課、教育委員会 (総務課)</p> <p>信号機や規制を伴う停止線の設置については、山口県公安委員会が設置することとなっています。</p> <p>設置要望箇所を記した要望書を提出いただけたら、柳井警察署を通して山口県公安委員会に対し要望を行ってまいります。</p> <p>しかしながら、設置については山口県公安委員会が交通量等を調査し必要性、緊急性を総合的に判断し決定するため、設置までに時間がかかる場合や設置に至らない場合がありますので、ご理解をお願いします。</p> <p>また、規制を伴わない停止線(指導停止線)は道路管理者が設置することとなっていますので、国道、県道であれば山口県柳井土木建築事務所へ要望を行い、町道であれば施設整備課と協議し対応してまいります。</p> <p>町といたしましても、通学路における安全確保の必要性は十分認識しています。</p> <p>今後も交通安全対策には、より一層力を入れ、車を運転される方、歩行者の方に対し交通安全啓発を行ってまいります。</p>

(教育委員会)

歩道と車道を分ける縁石については主要な道路以外への設置は無く、各家庭から学校までの通学路上では歩車が分離されていない道路が大半であると認識しております。このような環境のもと、日頃から児童生徒への交通安全教育を行っていますが、「小学生が縁石の上を歩くシーンが見られる」との情報提供をいただいたことについて、先日、全ての校長が集う会合で注意喚起をするとともに、今一度、安全指導を講じるよう伝達しました。

また、学校においては、警察官の指導による交通安全教室や学校安全ボランティアの会を開催するなど、子ども達へ交通安全等の注意喚起を図っており、教職員による朝の交通指導や付き添い下校を行っています。更に、登下校の時間帯には、保護者や地域のボランティアの方々のお力添いをいただきながら、効果的な見守り活動をすすめており、温かい支援に大変感謝しております。ありがとうございます。

次に、通学路等における「各種設備の設置など安全確保」についてですが、町教育委員会が主催する「周防大島町通学路安全推進協議会」(警察署・県土木事務所・町関係部局(総務課、施設整備課)・小中学校代表校長で組織)において、通学路の危険箇所や防犯上の危険箇所の確認とその対策の協議を行っています。危険箇所の把握や安全対策の要望等については、各学校からの情報をもとに整理し、その内容は本協議会でお諮りし、改善が必要と判断された場合は各関係機関において対応策が検討されます。既に本年度においても、道路舗装の改修や除草対応など、関係機関から適切な安全対策をいただいております。

最後になりますが、地域の皆様方におかれましては、通学路上の気になる箇所や児童生徒への気付きがございましたら、是非学校へ情報をお寄せくださいますとともに、引き続き温かい見守りを頂戴いたしますようよろしくお願いいたします。

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (3/3)

3. ごみ収集について

要望・提言の内容	<p>地区以外の住民が産業廃棄物や分別していない物、所定の袋に入れてなかったり、氏名が記入していない物や、町指定以外の袋でごみ収集ステーションに不法投棄する者があり、担当自治会では困っています。自治会以外の者が不法投棄する物を、町の担当者はそれぞれの自治会が処理すべきと言われるが、町として早急に対策をお願いいたします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 生活衛生課</p> <p>各自治会におかれましては、ごみ収集ステーションにおけるルール違反等について日々苦慮されていることと存じます。</p> <p>ごみ収集ステーションは、従前より各自治会において設置・運営・管理をさせていただいており、町は設置費用の助成や運営管理にあたっての助言や支援をさせていただいております。</p> <p>そのため基本的にはごみ収集ステーションの管理は自治会をお願いしているところですが、本町としましては、町指定の袋にいれてないもの、氏名が記載されていないものや分別がされていないものにつきましてはルールとして収集が行えないのが現状です。</p> <p>しかしながら「違反者の対応は全て自治会がすべきである」とは考えておりませんのでごみ収集ステーションへの悪質なごみの置き去りや産業廃棄物の不法投棄などお困りごとがございましたら、まずは町へご相談ください。</p> <p>ご相談内容に応じ、町としてできる限りの助言・支援等のお手伝いをさせていただき、各自治会の皆様と共に考え、問題解決にあたらせていただきます。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 海岸清掃時における流木の処理（焼却）について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>町からの指示で焼却できなくなり、住民に重機を出してもらい流木を道路側へ運ぶのに大変な思いをした。塩抜きをすること、付着した砂を落とすこと等も住民としては困難な作業である。</p> <p>それから、ごみや小枝等を袋詰めにする作業についても、高齢者には非常に困難である。このままでは、海岸清掃全体の作業について困難であるとの意見が多数あった。</p> <p>そのことを踏まえ、地元への作業条件の緩和等について、ご検討とご協力をお願いしたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名 : 生活衛生課</p> <p>以前から各自治会の有志の方々が、海岸において流木を焼却処分していただいておりますが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」上、海岸にて流木の焼却は認められないことから、今年度から町の方で、集めていただいた流木の回収及び適正処分をすることとなりました。</p> <p>適正な処分を行うためには、流木中の塩・砂抜きのための一時保管が可能で、かつ流木の収集運搬が重機等で容易に行える場所への集積等、一定の条件を設けましたが、条件に合致しない場合には、海岸清掃を断念せざるを得ない自治会も多数存在し、各自治会の皆様には大変ご迷惑をお掛けしております。</p> <p>皆様からいただいた声を元に可能な限り回収ができるよう、今後検討をして参りたいと思います。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/4）

2. オレンジロード・大規模農道の整備について

要望・提言の内容	<p>道路脇の木の枝や竹が道路側に傾いており、道路の中央しか走れない箇所がある。崩れた石が転がっている個所もある。昼間では避けられるが、夜間の走行では危険だと思う。路肩の草刈りは実施しているが、現状は木の枝や草が繁茂し、カーブミラーが見づらい。支障木の伐採等をお願いしたい。</p> <p>通行中、イノシシが路肩周辺を荒らしているところを見かけることがある。</p> <p>大雨や台風接近の際、土砂崩れや倒木の原因になるため、常日頃から状況確認し、大きな被害となる前に、逐次路肩等の整備をお願いしたい。</p>
回答	<p><回答>担当課名　：施設整備課</p> <p>オレンジロード等の町道や農道においては、日頃からパトロールを行い、除草や修繕等の適正な維持管理に努めています。</p> <p>また、パトロールや地域の方からの通報により、道路に異常を確認した時は、公共性や緊急性などを考慮し順次対応します。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/4）

3. 自治会設置の避難所の協力体制について

要望・提言の内容	<p>町指定の避難場所までの距離が遠く、免許がない高齢者が多いため、地元の公民館や寺院へ自主避難をする住民がいる。そのことも考慮し、町の方で協力体制を検討していただきたい。</p>
回答	<p><回答>担当課名　：総務課</p> <p>災害が発生する危険性が高まった場合には、町防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、SNS等で住民に情報の伝達を行います。</p> <p>局地的な大雨による土砂災害や河川災害等、地域が限定される災害においては、危険性がより切迫している地区の自治会長や自主防災組織への直接的な声かけも行うこととしております。</p> <p>自治会長、自主防災組織の役員の方におかれましては、先ず自身、ご家族の安全を第一に確保し、可能であれば地区の安全確保のためご協力をお願いします。</p> <p>自治会や自主防災組織等で定めた避難所を開設した場合は、町総務課または最寄りの総合支所へ開設した旨の連絡をお願いいたします。</p> <p>災害の状況を鑑み、必要に応じ職員の配置や物資の支援を行ってまいりますのでご理解をお願いいたします。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 放棄された空家・空地の管理について

要望・提言の内容	<p>自治会や隣人による草刈等で、荒地にならないよう頑張っているが、年々増加しているため今後の管理について、ご指導をお願いしたい。</p> <p>放置された空家であっても、中には有効利用できそうなものもある。空家バンクとして登録し、利用したい方に紹介してみたいはいかがでしょうか。</p> <p>危険家屋の災害時の対応について、自治会と町との連携を密にすることを要望したい。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 空家定住対策課</p> <p>空家の増加を抑制するために、現在はまだ人の住める状況でありながら、このまま放置することによって危険空家になってしまう前に、居住者がいる段階から、空家を発生させないための居住者への意識啓発が非常に重要であり、現在、町では所有者等に対して、適正空家管理等のチラシの全戸配布や町広報への掲載し、また毎年、固定資産税の納税通知書にチラシを同封し周知を行っています。</p> <p>空家の有効利用として、空家バンクを位置付け、空家バンク制度等のチラシもその都度配布するなど意識啓発を図るため、周知を行っています。</p> <p>危険空家等の情報提供や倒壊等の対応については、各総合支所にて行っていますので、今後も連携を図りながら対処してまいりたいと考えます。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 万城川の土砂の浚渫要望に対する誠意ある回答を！

<p>要望・堤言の内容</p>	<p>庄北区は災害ハザードマップの上から、土石流、高潮の警戒区域に指定されています。又、地区には砂防堰堤が2基設置されています。</p> <p>過去昭和54年災害において、その1基の堰堤が壊れ、河川が大量の砂で埋まり水深が20cm程度になり、多くの家屋の床下浸水がありました。その事により河川等も整備され現在のものになりましたが、堰堤から流れ出る土砂、石ガラ等は多く堆積するため高齢化している区民で石ガラの撤去、川の草刈り等を実施していますが、いかんせん土砂の堆積が段々と増えており、大雨と高潮等が重なると川を越えそうな状況であります。こうした状況を鑑み、お尋ねいたします。</p> <p>①町内他の箇所も同様な箇所はあると想定されますが、浚渫の計画はあるのか ②あれば、その進捗状況を示していただきたい ③当地区では担当課に来てもらい現場説明をさせてもらったが、どういう見通しなのか明確にしていきたい ④もし、そうした計画が無いに等しいとすれば、どうした理由かお尋ねしたい</p> <p>町の財源が潤沢でないのは理解しているが、このような要望に対するしっかりとした具体性のある説明責任を果たしていただきたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>担当課名：施設整備課</p> <p>河川の浚渫は、日頃また荒天後のパトロールや地域要望を受け現地を確認し、公共性や緊急性などを考慮し順次対応しています。</p> <p>万城川については、現地を確認した結果、早急な対応が必要と判断し令和6年度に浚渫を行う予定にしています。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 廃屋（危険家屋）等の除去（解体）に対する助成について

要望・提言の内容	<p>近年、廃屋（危険家屋）等が急速に増えておりまして、環境の悪化を招いたり、倒壊しそうな家もあるなど当地域でも大きな問題になりつつあります。</p> <p>所有者（管理者を含む）に適正な管理や解体などを意見しても「経済的な理由で…」と返答されたらそれ以上言えませんし、所有者が不明な場合もあります。除去（解体）費用や修繕費用など、積極的な支援（補助金等）をお願いしたいと思います。</p>
回答	<p><回答>担当課名：空家定住対策課</p> <p>住民の皆様の生活の安全・安心と良好な住環境の確保を図るため、町内の適切に管理されていない危険な空家等の除却に対する費用の一部を補助する「危険空家等除却事業」を令和5年度から実施しています。</p> <p>「危険空家等除去事業」の対象となる空家は、「特定空家等またはこれに準ずる空家等」となっており、補助額は、補助対象経費の1/3、上限30万円となっています。補助金の交付を受けるためには、事前の申請が必要となりますので、詳細につきましては空家定住対策課までお問合せください。</p> <p>補助制度につきましては、町ホームページやチラシなどで周知を行っていますが、今後も引き続き、周知を行ってまいります。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（3/3）

3. 道路上を覆う竹木等の管理について（条例制定）

要望・提言の内容	<p>国道、県道を問わず最近幹線道路への草木のはみ出しが非常に多いと見受けられます。見通しが悪く通行に支障がある所もあると思われます。住宅街の生活道路も同様の状態になってきていて、街の美観が損なわれていると感じております。道路、農道、歩道などの上に覆いかぶさった竹木等の適正な管理について、町独自の条例を制定するなどご検討をお願いします。</p>
回答	<p><回答>担当課名 : 施設整備課</p> <p>道路の維持管理については、道路法に基づき、道路を良好な状態に保つよう維持・修繕し、交通に支障を及ぼさないよう努めています。</p> <p>自動車や歩行者の通行を妨げるような竹木や雑草については、公共性や緊急性などを考慮し順次対応します。</p>